

委第3号議案

つくば市議会事務局設置条例及びつくば市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年10月6日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会事務局設置条例及びつくば市議会基本条例の一部を改正する条例

(つくば市議会事務局設置条例の一部改正)

第1条 つくば市議会事務局設置条例（昭和62年つくば市条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくば市議会局設置条例

第1条の見出し中「事務局」を「議会局」に改め、同条中「事務局」の次に「として議会局」を加える。

第2条第1項中「事務局に、事務局長、書記、その他の職員」を「議会局に、事務局長として議会局長、書記その他の職員」に改め、同条第2項中「事務局長」を「議会局長」に改める。

第3条中「この条例に関し」を「議会局に関し」に改める。

(つくば市議会基本条例の一部改正)

第2条 つくば市議会基本条例（平成27年つくば市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「議会事務局」を「議会局」に改める。

「第7章 議会及び議会事務局の体制整備」を「第7章 議会及び議会局の体制整備」に改める。

第22条の見出しを「(議会局)」に改め、同条第1項及び第2項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

議会事務局の呼称を議会局に改めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

つくば市議会事務局設置条例（昭和62年つくば市条例第57号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p data-bbox="190 336 488 368"><u>つくば市議会局設置条例</u></p> <p data-bbox="152 392 331 424">（<u>議会局</u>の設置）</p> <p data-bbox="107 448 1111 528">第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、市議会に事務局として<u>議会局</u>を置く。</p> <p data-bbox="152 552 309 584">（職員の設置）</p> <p data-bbox="107 608 976 639">第2条 <u>議会局に、事務局長として議会局長、書記その他の職員</u>を置く。</p> <p data-bbox="107 663 857 695">2 <u>議会局長</u>、書記その他の常勤の職員の定数は、別に定める</p> <p data-bbox="152 719 230 751">（委任）</p> <p data-bbox="107 775 1111 855">第3条 法令又はこの条例に定めるもののほか、<u>議会局に関し</u>必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p data-bbox="107 879 253 911">附則 （略）</p>	<p data-bbox="1220 336 1574 368"><u>つくば市議会事務局設置条例</u></p> <p data-bbox="1182 392 1361 424">（<u>事務局</u>の設置）</p> <p data-bbox="1137 448 2141 528">第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、市議会に事務局_____を置く。</p> <p data-bbox="1182 552 1339 584">（職員の設置）</p> <p data-bbox="1137 608 2007 639">第2条 <u>事務局に、事務局長、書記、その他の職員</u>_____を置く。</p> <p data-bbox="1137 663 1899 695">2 <u>事務局長</u>、書記その他の常勤の職員の定数は、別に定める。</p> <p data-bbox="1182 719 1261 751">（委任）</p> <p data-bbox="1137 775 2141 855">第3条 法令又はこの条例に定めるもののほか、<u>この条例に関し</u>必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p data-bbox="1137 879 1283 911">附則 （略）</p>

つくば市議会基本条例（平成27年つくば市条例第1号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>つくば市議会基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章—第6章（略）</p> <p>第7章 議会及び<u>議会局</u>の体制整備（第22条—第25条）</p> <p>第8章・第9章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第1条—第21条（略）</p> <p><u>第7章 議会及び議会局の体制整備</u> <u>（議会局）</u></p> <p>第22条 議会は、議会及び議員の政策形成などの活動を支援するため、<u>議会局</u>の体制強化を図り、調査機能の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会の政策立案等に資する職員を、<u>議会局</u>の職員として出向させるよう市長に要請することができる。</p> <p>第23条（以下略）</p>	<p>つくば市議会基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章—第6章（略）</p> <p>第7章 議会及び<u>議会事務局</u>の体制整備（第22条—第25条）</p> <p>第8章・第9章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第1条—第21条（略）</p> <p><u>第7章 議会及び議会事務局の体制整備</u> <u>（議会事務局）</u></p> <p>第22条 議会は、議会及び議員の政策形成などの活動を支援するため、<u>議会事務局</u>の体制強化を図り、調査機能の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会の政策立案等に資する職員を、<u>議会事務局</u>の職員として出向させるよう市長に要請することができる。</p> <p>第23条（以下略）</p>